

# 学びの多様化学校設置の手引き



令和8年3月  
三重県教育委員会

## 《目次》

1	学びの多様化学校とは .....	2
	(1)はじめに .....	2
	(2)全国の設置状況 .....	2
2	設置準備編.....	4
	(1)特別の教育課程の編成.....	4
	(2)校時.....	6
	(3)施設・設備の整備 .....	7
	(4)条例・規則等の改正.....	9
	(5)視察の有効性.....	10
	★「学びの多様化学校全国研究協議会（まなたよ全協）」への参加.....	10
3	運営編.....	12
	(1)教科指導 .....	12
	(2)様々な体験活動 .....	13
	(3)生活指導・生徒支援.....	14
	(4)入学・入室までの流れ.....	15
	みんなの声.....	16
4	設置に向けた事務手続き上のスケジュール.....	18
5	参考資料 .....	19
	(1)国の支援制度.....	19
	(2)特別の教育課程の編成に関する資料例（みえ四葉ヶ咲中学校の申請資料）....	20
	(3)全国の学びの多様化学校一覧(令和8年4月現在).....	21
	関係様式 .....	25
	指定申請書（別記様式1－1）	
	同意書（別記様式2－1）	
	実施計画書（別紙）	
	補足資料	
	教育課程表	
	特別の教育課程の編成に関する資料	

# 1 学びの多様化学校とは

## (1)はじめに

わが国では、憲法や教育基本法により、すべての国民に等しく教育を受ける権利が保障されています。しかし、近年、不登校児童生徒数は急増しており、十分に教育を受けられているとは言い難い状況にあります。また、様々な事情により、義務教育段階の学びを十分に受けられなかった方も一定数存在します。

こうした背景から、平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、不登校児童生徒の教育機会の確保や、夜間中学等における学びの支援等について、国および地方自治体の責務が明確に定められました。

その後、令和元年10月の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」や、令和5年3月の不登校対策「COCOLOプラン」が示されるなど、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組が加速しています。三重県においても、令和6年度の公立小中学校における不登校児童生徒数は4,759人と過去最多を更新しており、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の整備は、喫緊の課題となっています。

そのような中、不登校児童生徒への対応策として注目されている取組の一つが「学びの多様化学校」です。これは、不登校または不登校傾向の児童生徒に対し、授業時数の軽減や教科の新設など、特別な教育課程を編成するものであり、体験的・探究的な学習の充実など、興味・関心に応じた柔軟な教育を提供するものです。

三重県教育委員会では、令和7年4月、夜間中学である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」について、文部科学大臣から学びの多様化学校の指定を受け、学齢期の生徒も通学できる学校として開校しました。同校では、一人ひとりの状況に合わせた自由進度学習や、充実した体験授業などを実践しています。

本手引きは、県立夜間中学の設置準備や運営状況を共有することで、各市町における学びの多様化学校の設置、あるいは既存の小中学校における柔軟な学びや、一人ひとりの児童生徒の困りに寄り添った丁寧な関わりへの支援を目的として作成しました。本手引きが、子どもたちの可能性を引き出す豊かな学びの場づくりの一助となれば幸いです。

## (2)全国の設置状況

文部科学省では、学びの多様化学校について、令和9年度までに全国の都道府県・指定都市での1校以上の設置および、将来的には全国で300校の設置を目指しています。令和8年4月時点で、全国に84校設置され、その内、公立学校が59校、私立学校が25校です。令和7年度から25校増加しており、今後も全国的に増加が加速することが見込まれています。

学びの多様な学校の設置形態には以下の形態があります。

- ◆本校型 1つの学校として独立した形態。学校の施設・設備や教職員の配置など、学校設置基準を満たす必要がある。
  - ◆分校型 本校の校長が分校の責任者を兼ねており、物理的な施設・設備やカリキュラムの柔軟性は本校型と同様。
  - ◆分教室型 本校の一部として、教室だけを独立させた形態。児童生徒の在籍校以外の施設に設置する。
- ※その他、高校を想定した「コース指定型」もあります。

**【校種別設置校数】**

令和8年4月時点

	高校	中学校	小学校	小中一貫校	義務教育学校	合計
公立	2	43	5	9	3	59
私立	12	9	3	1	1	25

(義務教育学校数は小中一貫校の内数)

※県立学校は「愛知県立日進高等学校附属中学校」「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」「大阪府教育センター附属高等学校窓明分校」「福岡県立小郡高等学校」の4校

**【形態別設置校数】**

	本校型	分校型	分教室型	コース指定型	合計
公立	19	12	27	1	59
私立	13	0	2	10	25

## 2 設置準備編

### (1) 特別の教育課程の編成

不登校傾向にある児童生徒の学びの機会を確保するためには、心理的・身体的負担を軽減し、興味関心や生活リズムに基づいた活動を通じて自己肯定感と学習意欲を回復させることが大切です。

学びの多様化学校では、学校教育法施行規則第 56 条に基づき、学習指導要領等に定められた教育内容を確保したうえで、総授業時数の削減や教科の新設など、児童生徒の実情に応じた特別の教育課程を編成することが認められています。ただし、事前に文部科学省の審査を受け、指定を受ける必要があります。

具体的には、以下のような例があります。

- ◆教科横断的な学習や合科による教科の新設等、年間の総授業時数を標準授業時数より少なくする。(国は、総授業時数の下限の目安を定めていないが、令和 7 年度時点の設置校の下限は 770 単位時間)
- ◆1 単位時間あたりの授業時間 (小学校 4 5 分、中学校 5 0 分) を短縮する。
- ◆小学校において、学習指導要領にない、特色ある教科を新設する。(中学校は学習指導要領で教科の新設が認められている。)
- ◆特定の教科の授業時数を削減し、別の教科に補填するなど、授業時数の組み替えを行う。
- ◆下学年の指導内容を上学年へ移行するなど、指導内容を異学年へ移行する。

なお、申請した特別の教育課程について、文部科学省では、以下の観点について審査が行われます。

#### 【総授業時数を削減する場合】

本来、不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであることから、原則として、教育内容や総授業時数の削減は好ましくない。ただし、教育内容や総授業時数の削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な事情がある場合には、教育内容や総授業時数の削減を行うことができるものとしており、以下の観点を中心に審査を行う。

- ① 対象となる不登校児童生徒の実態に鑑みた場合、教育内容や総授業時間数の削減を行うことが、当該不登校児童生徒の教育機会を確保する上で不可欠であるといえること。
- ② 教育内容や総授業時数を削減したことによって、学びの多様化学校ではない学校に通う児童生徒と比較して、学習内容や体験内容に大きな差異が生じたり、学習理解に支障を来したりすることのないよう工夫が講じられていること。

- ③ 当該教育課程を受けることを想定している児童生徒を選考するための工夫（受験等に対応するために総授業時数の少ない学校に通いたい等の不適切な動機を持つ児童生徒を入学させないための工夫）が講じられていること。
- ④ 必要な体制整備等（人的配置や環境整備等）が行われていること。
- ⑤ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ⑥ 保護者への経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑦ 児童生徒の転出入に対する配慮がなされていること。

**【総授業時数を標準授業時数と同数とする場合】**

不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で必要な特例であることを前提に、以下の観点等を中心とした審査を行う。

- ① 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程においても適切に取り扱われていること。
- ② 総授業時数が確保されていること。
- ③ 児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ④ （義務教育段階のみ）保護者への経済的負担への配慮その他義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ 児童生徒の転出入に対する配慮がなされていること。

### ★みえ四葉ヶ咲中学校の申請の場合

各学年の授業時数 1015 時間を 770 時間に圧縮し、特別の教育課程を編成するにあたり、教員や市町教育委員会の指導主事を構成員とする準備委員会を設置して、教育課程の検討を行いました。合科の授業を設定する上で、どの教科のどの単元のどの内容を合科授業に振り分けるかなど、細かな検討を行いました。

文部科学省とのやりとりでは、合科して特色ある教科を新設する際、単元の内容によっては、「合科では内容を満たさず目標を達成することができない」などの指摘がありました。そこで、学習指導要領の内容について細かく分析し、教科横断的に行ったとしても当該教科の目標を達成することが可能であることを説明できるよう、再検討を繰り返しました。特に、数学や社会、理科など、教科特有の知識及び技能がある教科では、具体的な内容項目をどのように補完するかを問われることが多く、特別の教育課程編成が認められるまで、半年以上の期間がかかりました。

教育課程の編成は、申請の中で最も重要なものであり時間がかかる作業ですが、文部科学省の担当者からは丁寧な助言がいただけます。このことをとおして、学校のコンセプトの確認を行うこともでき、開校後の保護者や関係者等への説明を明確にできるようになります。

### (2)校時

学びの多様化学校では、不登校児童生徒の多様な生活状況を前提に校時を設計することが重要です。不登校の背景には、生活リズムの乱れにより一定の時間に登校・学習することが難しい場合があるほか、起立性調節障害など健康上の理由から朝の活動が困難なケースも見られます。こうした実態に配慮し、柔軟な登校時間の設定や、午後からの学習開始、個々の体調に応じた学習計画の調整など、多様な時間割の構築が求められます。児童生徒が無理なく学びに参加できる環境を整えることが、学びの多様化学校の校時の設定の基本的な考え方となります。

### みえ四葉ヶ咲中学校の教育課程

総授業時数：770 単位時間（1 単位時間 40 分）

●各教科等の年間授業時数	新設教科									
	国語	社会	数学	理科	保健 体育	技術 家庭	外国 語	ワールド スタディ タイム	よつば タイム	パフォー マンス タイム
1 年	105	35	105	70	35	35	105	140	70	70
2 年	105	35	70	105	35	35	105	140	70	70
3 年	70	35	105	105	35	35	105	140	70	70

## 《新設教科》

教科名	内容
ワールドスタディタイム	社会と理科、総合的な学習の時間を組み合わせ、身近な課題や日本・世界をテーマに探究学習をします。
よつばタイム	保健体育の保健分野と道徳、特別活動などを組み合わせ、さまざまな体験活動を通して、判断力や社会性を身に着けます。
パフォーマンスタイム	音楽と美術、体育などを組み合わせ、表現力を伸ばします。

### ●特徴的な学び

- ・ 探究的・協働的な学び
- ・ 個に応じた学び
- ・ 豊かな体験と実生活に役立つ学び
- ・ キャリア教育
- ・ 教育相談体制の充実
- ・ 健康・レジリエンス教育

### ●校時

時刻	時間割
15:20～16:00	0 限目
16:05～16:45	1 限目
16:50～17:30	2 限目
17:30～17:40	ホームルーム
17:40～18:00	食事・休憩
18:00～18:40	3 限目
18:45～19:25	4 限目
19:30～20:10	5 限目
20:15～20:55	6 限目

昼間部

{

- ・ 昼間部と夜間部を設定し、選択できる
- ・ 週5日のうち2日は5限授業（昼間部は0限目から、夜間部は2限目から）

夜間部

}

## (3) 施設・設備の整備

### ① 施設

学びの多様化学校を設置する場合、既存の施設を活用することが想定されます。その際、学校の形態（本校型、分校型、分教室型）、通学経路及び想定される児童生徒数等を考慮し、設置場所を検討する必要があります。

#### ◆学校の形態

**本校型・分校型**…独立した学校として運営するため、教育活動に必要な普通教室、特別教室、運動施設等が必要となります。そのため、閉校となった校舎や他の施設を改装して利用する例や、校舎を新築する例などがあります。

**分教室型**……………母体とする本校をもち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定を受けるため、本校とは異なる場所に設置します。このため、本校と兼務する教員の移動時間を考慮し、本校に近い施設を活用する例が多く見られます。児童生徒への配慮から、同じ校種の敷地内に設置することはできませんが、小学校の敷地内に中学校の分教室を設置するなど、異校種であれば設置可能です。また、学校以外の公的な施設を利用する場合がありますが、教育課程に沿った活動ができる環境整備が必要です。なお、学びの多様化学校の児童生徒への配慮から、他の児童生徒や一般の方と出入口を分けるなど、動線を考慮する必要があります。

※分教室型の場合、教室以外の施設の設置規定（例えば、保健室を設置するなど）はないが、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、設置者は環境を整える責務がある。

《分教室型の設置場所の例》

学校名	設置場所
東京都調布市立第七中学校 はしうち教室	市民大町スポーツ施設内
東京都福生市立福生第一中学校 七組	市民会館さくら会館 2階
東京都大田区立御園中学校 みらい学園	旧池上図書館を全面改装
東京都世田谷区立世田谷中学校 ねいろ	教育センター（教育会館）2階
神奈川県大和市立引地台中学校分教室	大和市立柳橋小学校敷地内
宮城県富谷市立富谷中学校 西成田教室	西成田コミュニティセンター内
香川県三豊市立高瀬中学校（夜間学級併設）	三豊市立高瀬中学校内
奈良県大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU」	同市内にあった旧法務局の建物
奈良県大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU」	

② 設備

学びの多様化学校に在籍する児童生徒の中には、集団での活動を苦手とする者も少なくありません。そのため、教室以外の居場所を整備することや相談しやすい環境を整えることは、児童生徒の心的負担の軽減に効果的です。例えば、プレイルームやフリースペース、カウンセリングルームなど、それぞれの学校独自の居場所を作っています。

《教室以外の居場所の例》

学校名	設置場所
東京都八王子市立高尾山学園	プレイルーム、相談室
岐阜県岐阜市立草潤中学校	Eラーニングルーム
京都府京都市立洛風中学校・洛友中学校	校内サポートルーム
東京都福生市立福生第一中学校 7組	和室の休憩スペース、個別スペース

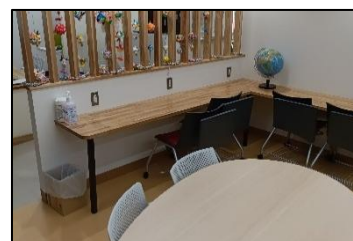
## 《他県の学びの多様化学校の子どもの居場所の例》



### みえ四葉ヶ咲中学校の特徴的な設備

#### ◆エブリンクススペース

校舎1階にあるフリースペースで、休憩したり、授業中に教室以外での学習場所として利用したりしています。



#### ◆丸太ハウス（ヌック）

校舎横にあるログハウスで、授業で利用する他、生徒の居場所として活用しています。



#### ◆よつばオフィス内個別ブース

事務員が常駐するよつばオフィス内に個別ブースを設置しています。他の生徒から離れて一人で学習したい生徒が利用しています。



#### ◆多目的ホール

体育をはじめ、様々な教科の授業や学校行事、外部講師による体験学習で活用しています。ホールには、楽器や簡易の個別ブースも設置しており、生徒の居場所として活用しています。



## (4) 条例・規則等の改正

学びの多様化学校の設置に伴い、現行の条例や規則等の改正が必要となる場合があります。

### ①学校設置条例

自治体が設置する学校の「名称・位置・学級数など」を定める条例。

既存の学校とは異なる場所に設置する場合、本校とは別の教育施設として定めるため、条例改正が必須です。

### ②学校管理規則（教育委員会規則）

学校の組織、教職員、教育課程の運用ルールを定めるもの。「特別な教育課程」を編成するため、学習指導要領によらない教育課程を編成できる旨の条項を追加するなどの改正が必要です。

### ③学校通学区域に関する規則（教育委員会規則）

通常、公立小中学校は居住地による指定校が決まっていますが、学びの多様化学校は市町全域から生徒を募集することが想定されるため、居住地によらず就学できる旨の明記が必要です。

その他、各自治体で策定している規則等の確認が必要です。

## （5）視察の有効性

学びの多様化学校を設置するにあたっては、すでに全国で運営されている学びの多様化学校を視察し、その実践を直接確認することが極めて有効です。各校では、不登校児童生徒をはじめ、多様な背景やニーズをもつ児童生徒が安心して学べるよう、施設・設備の工夫、柔軟な教育課程の編成、個別最適な学びを支える指導体制、児童生徒への適切な声掛けの工夫など、地域の実情に応じた多様な取り組みが行われています。こうした実践現場を見ることで、設置者は学校づくりの具体的なイメージをつかむことができ、単なる制度理解にとどまらず、運営上の課題や成功のポイント、地域の学校との連携の在り方等を多面的に把握することが可能となります。

また、視察を通じて、学校関係者との意見交換や情報共有を行うことで、設置後の運営に向けたネットワーク形成にもつながります。特に、児童生徒の多様な状況に応じた支援方法や、地域資源との連携の在り方などは、目の当たりにし、意見交換をすることで、理解が深まります。

視察で学んだことを活かすことで、地域の実情に適した、より実効性の高い学びの多様化学校の設置計画を策定することができます。

### ★「学びの多様化学校全国研究協議会（まなたよ全協）」への参加

「学びの多様化学校全国研究協議会」は、全国の学びの多様化学校関係者をはじめ、不登校や多様な学びのあり方に関心のある教育実践者や研究者、行政関係者等が一堂に会し、情報交換、研究協議、共同開発等を通じ、各学校の実践を深化させるとともに、教育の質的向上に貢献することを主な目的としています。毎年行われている「多様な学びフォーラム」に参加することで、全国の学びの多様化学校の状況や不登校児童生徒への支援のあり方や工夫などを知ることができます。

## 特徴的な取組例

### 【奈良県大和郡山市立郡山北小学校・郡山中学校 分教室 ASU】

#### ◆教育課程

- ・総授業時数 875 単位時間（中学生の場合）
- ・午前中 50 分×3 コマ、午後 90 分×1 コマ（中学生の場合）
- ・「いきいきタイム（音楽や美術・図画工作などの創作活動や表現活動）」「チャレンジタイム（計算問題や漢字等、基礎的な学習）」など、独自の施設教科を設定
- ・通いやすい登下校時刻（例：中3 朝の会 9：20～、終わりの会 14：30～）

#### ◆授業

- ・国語、算数（数学）は習熟度別クラス
- ・1人1台端末によるAIドリルの活用
- ・小学校と中学校の垣根を越えて、協力して取り組む課題を設定

#### ◆その他

- ・登校できない児童生徒への支援として、ICTの活用や心理学専攻の大学院生等による家庭訪問等を実施
- ・市外の生徒も受け入れている（校区外就学許可申請）
- ・給食はないためお弁当を各自が用意
- ・制服なし

### 【香川県三豊市立高瀬中学校（分教室型）】

#### ◆教育課程

- ・総授業時数 805 単位時間
- ・40 分×5 コマ（週2日は4コマ）
- ・開校前年度に、教育課程等の検討に向けた会議を実施。三豊市の各教科研究会の代表が作成
- ・夜間中学と併設しているため、16：40からの校時

#### ◆授業

- ・学年別で実施
- ・オンライン授業は実施していないが、検討の必要があると考えている
- ・学びの多様化学校の生徒には0時間目を設定しているが、それ以外は夜間中学の生徒と一緒に学んでいる

#### ◆その他

- ・通学は基本的に保護者による送迎
- ・市外や県外の生徒も受け入れている（校区外就学許可申請／香川県教委が調整）
- ・体験入級（1か月以上）が必須

- ・転入までに面談を3回行う

### 3 運営編

#### (1)教科指導

学びの多様化学校における教科指導では、不登校経験により生徒一人ひとりの学習進度や理解度、対人関係の得意・不得意が大きく異なることから、個に応じた柔軟な指導を行うことが重要となります。

まず、これまで十分に学習に取り組めなかった生徒に対しては、基礎的内容の学び直しを丁寧に行い、小さな達成感を積み重ねられるよう、自由進度学習や段階的な課題設定を取り入れることが効果的です。

集団での学びに不安を抱える生徒には、個別指導や少人数での学習環境を整え、安心して学習に向かえる場を確保します。対人関係が苦手な生徒に対しては、無理に協働学習へ参加させるのではなく、個別のペースを尊重しながら、必要に応じて緩やかな関わりを促す支援を行います。

教科横断的な学習や体験的な活動を取り入れることで、興味関心を広げ、学習意欲の回復につなげることも期待できます。

このように、生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な教科指導を行うことが、学びの再構築と学校生活への再接続を支える上で不可欠です。

#### **みえ四葉ヶ咲中学校の教科指導**

##### ①ベーシックアワー（国・数・社・理・英 140時間）

不登校期間中の学習状況が一人ひとり異なることを踏まえ、個に応じた基礎学力の定着を目的として、自由進度学習を導入しています。生徒が自分の理解度やペースに応じて学習内容を選択し、段階的に取り組むことで、学び直しと学習意欲の回復を図る取組です。各教科の担当教員が作成した学習計画をもとに、生徒自身で1週間の学習の計画を立てて、学習を進めています。

基本的な授業の進め方は、各教科の単元ごとに**インストラクション（見通し・説明）**⇒**個別に学習を進める**⇒**交流する**⇒**学びを広げる・深める**流れで進めています。インストラクションや交流等でみんなが集まる必要があるときは、決められた時間に（5分～15分程度）集まって学習しますが、それ以外の時間は、生徒自身で教科や学習場所を決めて学習を進めます。

ベーシックアワーの時間には、常に5教科の教員が複数人で対応するので、生徒は分からないことを聞いたり、相談をしたりすることができます。

##### ②ワールドスタディタイム（社会・理科・総合的な学習の時間の合科 140時間）

日常生活と各教科の学習内容のつながりや教科同士のつながりを意識し、仲間や地域住民等とかかわりながら、主体的かつ協働的な学習をとおして、学びを日常生活に生かす力や自ら学ぶ力、生きる力、コミュニケーション力の育成を図ります。具体的には、日常生活や理科と社会の教科学習を通して、生徒個人で課題を見つけてテーマを設定し、探究的な学習に取り組みます。令和7年度は、うど

んづくり、プログラミング、アニメづくり等に取り組みました。

### ③よつばタイム（保健・道徳・特別活動の合科 70時間）

学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路や将来の人生設計を考えるキャリア教育を行うとともに、地域や企業と連携協働してさまざまな人とつながる機会を多くもち、体験活動を通して自己判断力や社会性の涵養を図ります。他にも、健康に関する学習や、学校生活や友人関係でのつまずきをしなやかに受け止めて乗り越えることができるようなレジリエンス力を育成しています。

### ④パフォーマンスタイム（音楽・美術・体育の合科 70時間）

「音楽」「美術」「体育」等の基本的な知識や技能を身に付けながら、五感を活用して色や音、動きと出会い表現する活動に取り組みます。また、自己を表現する力や人とつながる方法を体得し、一人ひとりの個性を伸ばしつつ、自尊感情・自己有用感を高めていきます。

この授業では、さまざまな年齢や国籍の生徒が共に学ぶ環境にあることを活かして、互いの違いを尊重しながら学び合い、さまざまな表現方法の中から生徒が自分に合ったものを見つけることで、自己表現する力を育成しています。

#### 【具体的な取組例】

- ・音楽を聴いて感じたことをアニメーションに表す
- ・演奏したクリスマスソングをQRコードにしてクリスマスカードを作成
- ・演奏と創作ダンスを組み合わせた表現活動

## (2) 様々な体験活動

学びの多様化学校では、体験活動を豊富に取り入れることで、児童生徒が学びに向かう意欲を取り戻し、自信を育むことを重視しています。体験活動は、教科学習だけでは得にくい「できた」という実感や成功体験を味わうことができ、自己肯定感の向上につながります。また、活動を通して他者との関わりが自然に生まれ、コミュニケーション力や協働する姿勢が育まれることも大きな効果です。さらに、興味関心を広げる機会となり、将来の学びや進路を考えるきっかけにもなります。多様な体験を積むことは、不登校児童生徒が安心して学びに再び向かうための重要な支えとなるものです。

### みえ四葉ヶ咲中学校の体験活動

#### 【具体的な取組例】

- ◆藍染体験
- ◆絵本ライブ
- ◆サマーキャンプ
- ◆絵本の音楽会
- ◆高田本山専修寺見学※1
- ◆醤油工場見学とボタン作り
- ◆阿漕海岸の清掃作業と環境学習
- ◆クローバーズ※2による体験講座（7つの講座を設定）
- ◆レクリエーション（お菓子作り、スポーツ、ゲーム他）

## ◆しめ縄づくり など

### ※1 高田本山専修寺見学

みえ四葉ヶ咲中学校では、生徒の体験活動の充実を図るため、他県の学びの多様化学校の取組支援の実績のある委託事業者とともに、高田本山専修寺見学を企画しました。この取組では、寺院見学を通して光・音などを五感で感じとる体験や、自然素材と人の営みの関係を体感する体験を通じ、生徒が自分らしい学びに出会うことを目的としています。プログラム後のアンケートでは、研修満足度や探求学習理解向上、地域資源活用理解、実践意欲に高い教育効果が示されました。

### ※2 クローバーズ

みえ四葉ヶ咲中学校では、地域住民や個人事業主、企業経営者などで構成する、生徒の学びを応援するサポーター組織「クローバーズ」を結成しています。学校の広報や体験活動への支援など、原則無償ボランティアとして活動していただいています。(令和8年1月時点で約70名が登録)

## (3)生活指導・生徒支援

学びの多様化学校における生活指導・生徒支援では、不登校経験をもつ児童生徒が安心して学校生活に再び向き合えるよう、学校内外の多様な人材が連携し、家庭も含めた包括的な支援体制を整えることが重要になります。まず、生徒に対しては、教職員が一貫して受容的な姿勢で関わり、個別スペースや少人数での活動機会を確保するなど、安心して過ごせる環境を整えます。生活リズムの乱れや学習への不安が見られる場合には、スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、健康面・心理面の支援を行いながら、無理のない目標設定を支援します。また、対人関係に不安を抱える生徒には、外部の専門家や地域の支援者を活用し、コミュニケーション力を育む体験活動や個別相談の機会を提供することが効果的です。

さらに、保護者への支援も不可欠です。不登校の背景には家庭の不安や悩みが伴うことが多く、学校が保護者と丁寧に対話し、状況を共有しながら共に支援方針を考える姿勢が求められます。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや地域の相談機関と連携し、家庭環境や生活面の課題にも寄り添います。また、保護者同士が交流できる機会を設けることで、孤立感の軽減や情報共有が進み、家庭全体の安心感につながります。

このように、生徒と保護者の双方を支える多層的な支援体制を構築することが、学校生活への再接続と安定した学びの継続を支える基盤となります。

### **みえ四葉ヶ咲中学校の生活指導・生徒支援**

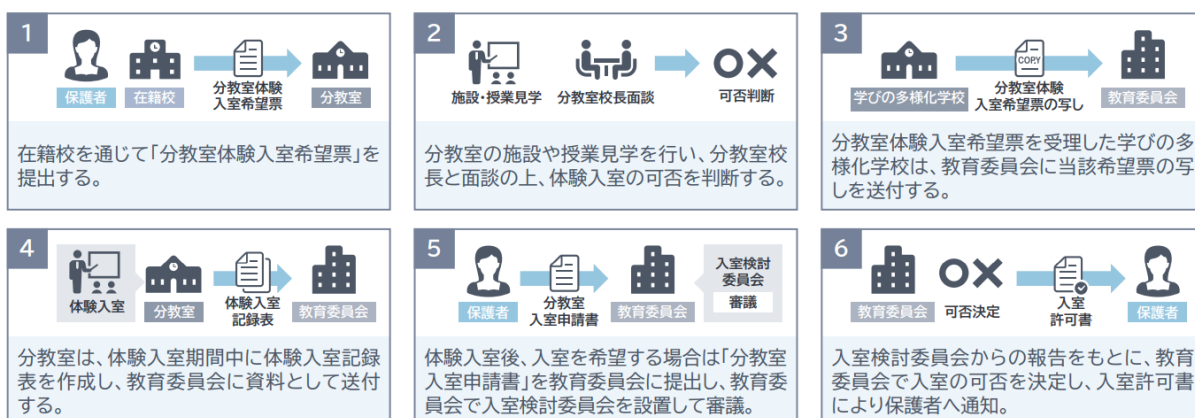
- ◆校則はなく制服の指定はない。必要に応じて生徒会を中心に生徒同士が話し合い、学校のルールについて考える機会を設定している。
- ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等と連携し、生徒の状況を共有しつつ支援を行っている。
- ◆学級担任以外に生徒が個人的に相談しやすい担当教員を指名する「マイコーチ制」

を導入している。

- ◆担任、マイコーチ、スクールカウンセラーと生徒が、月1回程度教育相談を行っている。
- ◆日本語指導が必要な生徒に対し、日本語担当教員と日本語指導アドバイザーによる初期日本語指導を集中的に行っている。(令和7年度は対象生徒が夜間中学コースのみに在籍)

#### (4) 入学・入室までの流れ

各自治体それぞれの状況に応じて、入学・入室までの手続きの流れやスケジュールを定めます。以下にその一例(分教室を想定)を示します。



#### みえ四葉ヶ咲中学校の入学までのスケジュール

学校説明会 (8月上旬)



入学希望者説明会 (8月下旬～9月上旬)



在籍校・市町教育委員会での検討委員会



みえ四葉ヶ咲中学校受け入れ検討委員会



市町教育委員会からの情報をもとに判断

個別面談・体験授業 (10月～11月)



みえ四葉ヶ咲中学校判定委員会



個別面談・体験授業の結果をもとに判断

受け入れ決定 (12月)

年度途中の転入学は原則行わない

## みんなの声

### ●担当教員の声●

みえ四葉ヶ咲中学校での勤務を通して、「環境で人は変わる」ということを肌で感じました。「ここにいてもいいんだ」という安心感こそが、生徒たちの「やってみよう」という意欲を引き出す土台となることを実感しています。

特に大切だと感じたのは、豊かな体験活動です。五感を使い、仲間と協力して何かを成し遂げる経験は、小さな成功体験として心に積み重なります。以前は学校が苦手だった子ども、こうした温かな環境の中で自尊感情を育み、少しずつ自分らしさを取り戻して自ら学び始める姿に、何度も感動しました。

私たち教師もまた、生徒の小さな本音や変化を丁寧に見守る中で、多くの気づきを得て共に成長しています。学校で、一人ひとりの願いが芽生え、伸びあがり、広がっていける場所であること。そんな「安心」と「挑戦」が共存する環境こそが、今の子どもたちには必要なのだと強く実感しています。

### ●生徒の声●

開校して約1年、生徒は時にはオンラインも活用しながら、ほとんど休むことなく教育活動に参加しています。そんな生徒に、今の気持ちを聞いてみました。

- ◆この学校に入学するまでは、学校に行きたいという気持ちになることができなかったけど、今は、学校に行くことが楽しいと感じています。友達もできて、一緒に勉強したり、いろんな活動に取り組むことができて楽しいです。
- ◆この学校は、とにかく体験活動がいっぱいあります。これまで、家の中に引きこもっていたから、インターネットやテレビで、いろんな知識は得ることができたけど、実際に体を動かして体験することはとても新鮮な気持ちになります。
- ◆こういう学校だといいなと思っていた学校に出会えた。みんなと活動することもあるけど、一人になりたいと思ったときにそれが許される空間があるのはうれしい。心が落ち着きます。
- ◆先生と生徒の距離がないのがいい。友達感覚で相談もできるし、アドバイスしてくれることも納得できる。この学校に来て、人と会話することが楽しいと感じるようになった。

### ●文部科学省 学びの多様化学校マイスター「岡田敏之氏」の声●

みえ四葉ヶ咲中学校は、単に「不登校の子どもたちの受け皿」ではありません。そこにあるのは、一人ひとりが「自分らしくいていい」と心から思える圧倒的な安心感と、それを土台に芽生える純粋な好奇心、そして仲間と共に未知の体験へ踏み出す挑戦の姿です。

環境が変われば、子どもは劇的に変わります。この学校には、これまで学びを諦めかけていた子どもたちが、教職員とのフラットな関係性や豊かな体験活動な

どを通して自信を取り戻し、自ら学び始める姿があります。それは、子どもが変わるのではなく、子どもたちが前向きになれる環境を私たち大人がつくることの大切さを示しています。

学びの多様化学校における柔軟な教育の実践は、「学校はこうあるべき」という固定観念を問い直し、地域すべての学校をより良くするための貴重な「実践拠点」となります。多様な価値観を認め合い、個々のペースを尊重する教育課程の知見や子ども一人ひとりの気持ちに寄り添う関わり方を地域の学校へ還元していくことこそが、学びの多様化学校のもう一つの使命です。それが、真の意味での「誰一人取り残さない教育」へとつながっていきます。

子どもたちが前向きに未来を描き、多様な個性が伸びやかに広がっていく。そんな新しい公教育のスタンダードを、三重県から共に創り上げていきましょう。

## 4 設置に向けた事務手続き上のスケジュール

	対 応	備考
文科省 HP を確認	文科省の HP 掲載の「学びの多様化学校の設置に向けて[手引き]」及び申請に係る関係様式の確認 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm</a>	
文科省からの通知	学びの多様化学校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて、県教育委員会生徒指導課不登校支援班を通じて文科省からの通知を受理	送付時期 1 月末～2 月 ※通知を受理した年度の 2 年以降に設置 例：R8 年度末の通知 ⇒R10 年度以降に設置 ※設置時期を変更したい場合は文部科学省に相談
事前登録	文科省の通知に示された URL（又は二次元コード）から、以下の項目について登録 ・設置予定の年度 ・学校種 ・設置形態 ・担当者の連絡先 ・公表可否 など	2 月末登録締切 県教育委員会生徒指導課不登校支援班にも情報共有
申請書類の提出	① 指定申請書（別記様式 1－1） ② 同意書（別記様式 2－1） ③ 実施計画書（別紙 1） 学校種、設置形態、児童生徒数、教育課程の内容、不登校児童生徒への配慮等 ④ 補足資料 実施計画書の詳細 ⑤ 教育課程表 各教科の学年別年間授業時数 ⑥ 特別の教育課程編成に関する資料 教科ごとに、特別の教育課程を編成する際の削減する時間数や、削減部分の補完方法を示す（削減個所について、学習指導要領における単位を記載）	書類①～④ 3 月下旬提出締切  書類⑤～⑥ 書類①～④を提出の後、文部科学省の担当課に提出（修正等、複数回の提出を求められる場合あり）
書類審査		
指定	文科省から文部科学大臣指定の学びの多様化学校として、学校に対し「指定書」が、市町教委に対し「指定通知」が送付されます。	

## 5 参考資料

### (1) 国の支援制度

#### ① 学びの多様化学校設置促進事業 (補助率 国 1/3、都道府県・市町 2/3)

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援として2年間、設置後の運営支援として3年間、財政支援を行う事業です。

#### 補助対象例

##### ◆ 設置前…各年度、500万円を上限に補助

- ・ 設置検討や準備に係る協議会等の設置
- ・ プレイルーム設置に係る備品等
- ・ 地域住民等への広報やニーズ調査等

##### ◆ 設置後…1年目：400万円を上限に補助

2年目：300万円を上限に補助

3年目：200万円を上限に補助

- ・ 運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー派遣、教職員研修
- ・ 広報活動等

#### ② 公立学校施設の整備 (補助率 国 1/2、都道府県・市町 1/2)

廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の財政支援を行う事業です。ただし、学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する施設の改修への補助率引き上げ (1/3⇒1/2) は令和9年度までです。

※1平方メートル当たりの建築の単価等詳細は確認してください。

#### ③ マイスター派遣事業

学びの多様化学校の設置を検討している教育委員会や設置後の運営等に課題を抱えている教育委員会を対象として、不登校児童生徒への支援や学びの多様化学校に関する経験・実績のある人材を文部科学省が派遣する事業です。

※希望するマイスターを指名することができます(特に指名がない場合や指名したマイスターのスケジュールの調整が難しい場合は、文部科学省が選定します)。

※派遣に係る謝金及び旅費は文部科学省が負担します(申込者がマイスターが所属する学校等に赴いて助言を受ける場合、申込者の旅費は申請者側の負担となります)。

#### 《派遣活用例》

- ・ 学びの多様化学校を設置することを検討している教育委員会等及び教職員、地域関係者への講演
- ・ 学びの多様化学校の設置に向けて必要な準備等について、マイスターから専門的知見に基づいて助言
- ・ 不登校対策の研修会等において、マイスターによる講演を実施等

◆市町教育委員会がマイスター派遣を申し込む場合は、三重県教育委員会生徒指導課不登校支援班を通じて文部科学省へ申し込むこととなります。

(2) 特別の教育課程の編成に関する資料例（みえ四葉ヶ咲中学校の申請資料）

中1 社会地理分野の学習内容の一部を、新設教科「ワールドスタディタイム」に移行する内容。

教科名	社会
削減時数	245 時間

学年	必ず記載例を御覧になった上で、記載例を参考に、学習指導要領における削減部分を最も細かい単位まで詳細に記載してください。					補完するための方法	削減部分の補完方法を具体的に記載してください。
中1 (地理)	B	(1)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、身近な生活と、世界の様々な地域における生活や環境の多様性、宗教の分布、それらの相互依存関係などについて、課題を追究したり、解決する活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、自分が住んでいる地域と世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由などについて比較することにより、身近な地域の特色についてまとめる活動
				(イ)			
			イ	(ア)			
		(2)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、身近な地域と、世界の諸地域における空間的相互依存作用や地域などに着目して、地球的課題の要因や影響を地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察するなどして、課題を追究したり、解決する活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)各州に設けられたテーマを基に地域的な特色をまとめたり比較したりするとともに、6つの州と自分が住んでいる地域の特色や地球的課題を探究する活動
				(イ)			
			イ	(ア)			
	C	(3)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、自然環境、人口や都市・村落、産業、交通や通信等を中核とした考察の仕方を基にし、空間的相互依存作用や地域などに着目して、自分が住んでいる地域と日本の各地域的特色や地域の課題などについて、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)自分が住んでいる地域(地方)と、日本の諸地域(地方)について、自然環境、人口や都市・村落、産業、交通や通信等を中核に考察し、自分の住んでいる地域の地域的特色や地域の課題などを追究する活動
			(イ)				
		イ	(ア)				
	(4)	ア	(ア)		①新設教科 (ワールドスタディタイム)	新設教科「ワールドスタディタイム」の中で、空間的相互依存作用や地域などに着目して、地域の課題を見だし考察するなどの社会参画の視点を取り入れた探究的な地理的分野の学習のまとめとして、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、指導内容を補完していく。 (例)これまで探究してきた内容を基に、自分が住んでいる地域の地域的特色や地域の課題、その要因、解決策などについて追究する活動	
			(イ)				
		イ	(ア)				

(3) 全国の学びの多様化学校一覧(令和8年4月現在)

①本校型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	学校法人国際学園	星槎もみじ中学校(平成26年)
山形県	上山市	上山市立西郷小学校・上山市立西郷中学校(令和7年)
宮城県	白石市	白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年)
	学校法人ろりぼっふ学園	ろりぼっふ学園小学校(令和5年)
埼玉県	さいたま市	さいたま市立いろどり学園小学部・中学部(令和8年)
	川口市	川口市立芝園学園中学校(令和8年)
東京都	八王子市	八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年)
	学校法人東京シュール学園	東京シュール葛飾中学校(平成19年)
	学校法人東京シュール学園	東京シュール江戸川小学校(令和2年)
	学校法人三幸学園	東京みらい中学校(令和6年)
	世田谷区	世田谷区立北沢学園 中学校(令和8年)
神奈川県	学校法人国際学園	星槎中学校(平成17年)
	学校法人国際学園	星槎高等学校(令和2年)
	学校法人森学園	横浜きりん学園(令和7年)
富山県	富山市	富山市立古志はるかぜ学園(小学部・中学部)(令和8年)
静岡県	学校法人第三静岡学園	静岡学園なごみ中学校(令和8年)
愛知県	学校法人国際学園	星槎名古屋中学校(平成24年)
	愛知県	愛知県立日進高等学校附属中学校(令和8年)
岐阜県	学校法人西濃学園	西濃学園中学校(平成29年)
	岐阜市	岐阜市立草潤中学校(令和3年)
三重県	三重県	三重県立みえ四葉ヶ咲中学校(令和7年)
京都府	京都市	京都市立洛風中学校(平成16年)
	京都市	京都市立洛友中学校【昼間部】(平成19年)
大阪府	大阪市	大阪市立心和中中学校(令和6年)
兵庫県	学校法人生野学園	生野学園高等学校(令和6年)
	学校法人生野学園	生野学園中学校(令和7年)
	尼崎市	尼崎市立尼崎琴葉中学校(令和8年)
福岡県	福岡市	福岡市立百道松原中学校(令和7年)
大分県	玖珠町	玖珠町立くす若草小中学校(令和6年)
宮崎県	宮崎市	宮崎市立ひなた中学校【昼間部】(令和7年)
	都城市	都城市立あやめ野中学校(令和8年)
鹿児島県	志布志市	志布志市立悠志学園(令和8年)

## ②分校型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	釧路市	釧路市立くしろ創明学園（令和8年）
東京都	福生市	福生市立牛浜もくせい中学校（令和2年）
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市立御成中学校 【分校名】鎌倉市立由比ガ浜中学校(令和7年)
新潟県	小千谷市	小千谷市立小千谷中学校 【分校名】上ノ山分校（令和8年）
	上越市	上越市立諏訪中学校（令和8年）
大阪府	大阪府	大阪府教育センター附属高等学校 【分校名】窓明分校（令和8年）
兵庫県	神戸市	神戸市立湊翔楠中学校 【分校名】通称：みらいポート(令和7年)
山口県	下関市	下関市立文洋中学校 【分校名】関西分校（令和8年）
福岡県	大牟田市	大牟田市立宅峰中学校 【分校名】ほしぞら分校(令和6年)
	宇美町	宇美町立原田小学校 【分校名】ハピネス分校(令和7年)
	宇美町	宇美町立宇美南中学校 【分校名】ハピネス分校(令和7年)
	大野城市	大野城市立みずほ中学校（令和8年）

## ③分教室型

都道府県	設置主体	学校名
宮城県	富谷市	富谷市立富谷中学校 【分教室名】西成田教室(令和4年)
福島県	棚倉町	棚倉町立棚倉中学校(令和7年)
栃木県	那須塩原市	那須塩原市立三島中学校 【分教室名】プリズム（令和8年）
茨城県	学校法人 リリー文化学園	リリーベール小学校 【分教室名】リリーガーデン(令和7年)
千葉県	習志野市	習志野市立袖ヶ浦西小学校(令和7年)
	浦安市	浦安市立浦安中学校 【分教室名】UMI(令和7年)
東京都	調布市	調布市立第七中学校 【分教室名】はしうち教室(平成30年)
	大田区	大田区立御園中学校 【分教室名】みらい学園(令和3年)
	世田谷区	世田谷区立世田谷中学校 【分教室名】ねいろ(令和4年)

	大田区	大田区立大森第四小学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室みらい学園初等部(令和6年)
	港区	港区立小中一貫教育校御成門学園御成門中学校(令和7年)
	町田市	町田市立山崎中学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室「ゆめのき」(令和7年)
	府中市	府中市立浅間中学校 【分教室名】学びの多様化学校「かがやき」(令和7年)
神奈川県	大和市	大和市立引地台中学校(令和4年)
静岡県	静岡市	静岡市立末広中学校分教室(令和8年)
岐阜県	北方町	北方町立北学園 【分教室名】特例教室「オンリー1」(令和6年)
	高山市	高山市立宮中学校 【分教室名】学びの多様化教室「にじ色」(令和6年)
滋賀県	長浜市	長浜市立浅井中学校分教室 【分教室名】長浜市学びの多様化学校(令和8年)
奈良県	大和郡山市	大和郡山市立郡山北小学校 【分教室名】ASU(令和5年)
	大和郡山市	大和郡山市立郡山中学校 【分教室名】ASU(令和5年)
岡山県	美作市	美作市立作東中学校 【分教室名】学びの多様化学校樸学園(令和7年)
香川県	三豊市	三豊市立高瀬中学校(令和4年)
高知県	高知市	高知市立潮江中学校 【分教室名】「SOLA」(令和8年)
	いの町	いの町立伊野小学校 【分教室名】「きぼう」(令和8年)
	いの町	いの町立伊野中学校 【分教室名】「きぼう」(令和8年)
長崎県	長崎市	長崎市立桜馬場中学校分教室(令和8年)
宮崎県	延岡市	延岡市立南浦中学校 【分教室名】学びの多様化学校分教室「熊野江教室」(令和6年)
鹿児島県	さつま町	さつま町立宮之城中学校(令和8年)
沖縄県	学校法人雙星舎	東表中学校 【分教室名】西原教室、与那原教室、南風原教室、津嘉山教室、八重瀬教室、坂田教室(令和7年)

#### ④コース指定型

都道府県	設置主体	学校名
北海道	学校法人国際学園	星槎国際高等学校 【コース名】通信制課程リベラルアーツコース(令和7年)
青森県	学校法人東奥学園	東奥学園高等学校 普通科 【コース名】レバレッジコース(令和8年)

秋田県	学校法人杉澤学園	秋田修英高等学校 【コース名】全日制課程ステップUP コース(令和7年)
東京都	学校法人 NHK 学園	NHK 学園高等学校 【コース名】ライフデザインコース(平成20年)
大阪府	学校法人精華学園	精華高等学校 【コース名】フリーアカデミーコース(令和6年)
岡山県	学校法人美作学園	岡山県美作高等学校 【コース名】普通科 Bloom コース(令和6年)
島根県	学校法人江の川学園	石見智翠館高等学校 【コース名】アスライズコース (令和8年)
福岡県	学校法人福岡海星女子学院	福岡海星女子学院高等学校 【コース名】ブライトコース(令和7年)
	福岡県	福岡県立小郡高等学校(普通科) 【コース名】みらい創造コース(令和7年)
	学校法人専修学園	慶成高等学校(普通科) 【コース名】至誠コース(令和7年)
鹿児島県	学校法人日章学園	鹿児島城西高等学校 【コース名】ドリームコース(平成18年)

## 関係様式

別記様式 1 - 1 (A 4 たて型 横書き)

年 月 日

文部科学大臣 殿

管理機関名

### 指 定 申 請 書

不登校児童生徒等を対象とした特別の教育課程の編成を、別紙実施計画書のとおり、下記の学校において行いたいので、当該学校の同意書を添えて申請します。

記

学 校 名

校 長 名

所 在 地

別記様式2-1(A4 たて型 横書き)

年 月 日

学 校 名

校 長 名

同 意 書

本校において、別紙実施計画書のとおり、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することに同意します。

## 学びの多様化学校 実施計画書（別紙1）

### 1 基礎情報

(1) 学校名（未定の場合はその旨を記入すること。）

--

(2) 学校種、設置形態

学校種	
設置形態	
学科（高等学校の場合）	

(3) 児童生徒数

第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度		
第○学年	名程度	合計	0名程度

3 対象となる児童生徒（どのような不登校児童生徒等を対象とするのか、できる限り具体的に記入すること。）

--

#### 4 教育課程の内容

##### (1) 教育課程の基準の特例の概要

--

(2) 小学校における教科の新設について（該当する場合のみ記入すること。中学校・高等学校・中等教育学校の場合は、学習指導要領上教科の新設が認められているため記入不要とすること。）

①新設する教科の名称

②新設する教科の各学年の目標及び内容（教科ごと・学年ごとに記入すること。）

(3) 学習指導要領に示す各教科の指導内容の異なる学年への移行について（該当する場合のみ記入すること。）

①指導内容を移行する教科の名称

②移行する内容及び移行先の学年

(4) 適応開始時期について

--

5 特別の教育課程を編成して教育を実施する際の不登校児童生徒等の実態に配慮した指導上の工夫について

--

6 不登校児童生徒等への動線的な配慮について

(1) 校舎を含む学校敷地内の平面図の添付

--

(2) 不登校児童生徒等への動線的な配慮（講じる場合のみ記入すること。母体と異なる学校種の敷地内や管理機関が設置・運営する他の施設内に分校型や分教室型を設置する場合は、通常教育課程に基づく学校に通う児童生徒や施設利用者などと使用する出入口や階段を分けるなどして、学びの多様化学校に通う児童生徒が安心して学習できる環境をどのように整えるのか、できる限り具体的に記入すること。）

--

7 担当者名簿

<p>(1) 学校</p> <p>①住所</p> <p>②連絡先 電話番号（直通） E-mail</p> <p>③校長名</p> <p>(2) 管理機関</p> <p>①名称</p> <p>②住所</p> <p>③連絡先 電話番号（直通） E-mail</p> <p>④担当者</p>	
--	--

補足資料

1 分教室名・児童生徒数・設置場所

	分教室名					
①	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
②	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
③	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
④	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					
⑤	児童生徒数	第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年 第○学年	名程度 名程度 名程度 名程度 名程度 名程度		合計	名程度
	住所					
	連絡先					

## 2 本校のほか分教室を設置する必要性等について

(1) 分教室の対象となる児童生徒の通学範囲（本校・分校それぞれに通う児童生徒の通学区域などを記入すること。）

(2) 分教室を設置する必要性（例えば、「特別の教育課程を編成・実施する本校への徒歩による通学距離が小学生で4キロ（中学生で6キロ）を越える地域に居住する児童生徒の安全面を確保するため、本校と同じ特別の教育課程を実施する分教室を合わせて設置する。」など、その理由をできる限り具体的に記入すること。）

(3) 分教室における指導上の工夫（本校と指導内容に偏りが生じないために講じる連携方法などについて、できる限り具体的に記入すること。）

## 3 不登校児童生徒等への動線的な配慮について

(1) 分教室を設置する敷地内の平面図の添付

(2) 不登校児童生徒等への動線的な配慮について（講じる場合のみ記入すること。本校と異なる学校種の敷地内や管理機関が設置・運営する他の施設内に分教室を設置する場合は、通常教育課程に基づく学校に通う児童生徒や施設利用者などと使用する出入口や階段を分けるなどして、分教室に通う児童生徒が安心して学習できる環境をどのように整えるのか、できる限り具体的に記入すること。）

〇〇小学校 教育課程表（令和〇年度）

	各教科の授業時数										特別の教科である道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	新設教科の時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						
第1学年																
	(306)		(136)		(102)	(68)	(68)		(102)		(34)			(34)	(0)	(850)
第2学年																
	(315)		(175)		(105)	(70)	(70)		(105)		(35)			(35)	(0)	(910)
第3学年																
	(245)	(70)	(175)	(90)		(60)	(60)		(105)		(35)	(35)	(70)	(35)	(0)	(980)
第4学年																
	(245)	(90)	(175)	(105)		(60)	(60)		(105)		(35)	(35)	(70)	(35)	(0)	(1015)
第5学年																
	(175)	(100)	(175)	(105)		(50)	(50)	(60)	(90)	(70)	(35)		(70)	(35)	(0)	(1015)
第6学年																
	(175)	(105)	(175)	(105)		(50)	(50)	(55)	(90)	(70)	(35)		(70)	(35)	(0)	(1015)
合計																
	(1464)	(365)	(1011)	(405)	(207)	(358)	(358)	(115)	(597)	(140)	(209)	(70)	(280)	(209)	(0)	(5785)

※表中のカッコ内には、標準授業時数を記入すること。



